川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部 を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令(案)

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程(昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

総合教育センター	室長
----------	----

を

Γ

総合教育センター	室長
学校給食センター	所長

に改める。

附則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

制定理由

学校給食センターの新設に伴い、学校給食センター所長を出勤記録管理者と するため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程	○川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程
昭和50年4月1日教委訓令第2号	昭和50年4月1日教委訓令第2号

(第1条~第2条 略)

別表(第2条関係)

出勤記録管理者	
設置箇所	出勤記録管理者となる
	職
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3	課長
条に掲げる課	
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3	室長
条に掲げる部相当の室	
総合教育センター	室長
学校給食センター	<u>所長</u>
図書館	館長
麻生図書館柿生分館	分館長
日本民家園	園長
青少年科学館	館長
市立学校	校長
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める

(第1条~第2条 略)

別表(第2条関係)

出勤記録管理者		
設置箇所	出勤記録管理者となる	
	職	
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3	課長	
条に掲げる課		
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3	室長	
条に掲げる部相当の室		
総合教育センター	室長	
図書館	館長	
麻生図書館柿生分館	分館長	
日本民家園	園長	
青少年科学館	館長	
市立学校	校長	
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める	